6　購入業者は、申込みをした者が第三項第三号の規定により電子メールの送信を求める場合においては、当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対し、法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7　購入業者は、第一項の説明及び第三項の規定による確認をした上で、法第五十八条の七第二項の規定による承諾を得たときは、申込みをした者に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。

（法第五十八条の七第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第百三十八条　令第三十五条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて購入業者の使用に係る電子計算機に令第三十五条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　購入業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第百三十六条に掲げる電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、購入業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

［条を加える。］

（令第三十五条第三項の規定による確認）

第百三十九条　令第三十五条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該申込みをした者が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

（法第五十八条の七第三項の主務省令で定める方法）

第百四十条　法第五十八条の七第三項の主務省令で定める方法は、第百三十六条第一項第二号に掲げる方法とする。

［条を加える。］

（訪問購入における契約締結時交付書面の記載事項）

第百四十一条　法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二　売買契約の締結を担当した者の氏名

三　売買契約の締結の年月日

四　物品名

五　物品の特徴

六　物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

［条を加える。］